

佐久市役所本庁舎夜間警備・夜間受付業務の
民間活用に向けたサウンディング型市場調査

実 施 要 領

令和2年7月20日

佐 久 市

総 務 部 財 政 課

企 画 部 企 画 課

目 次

基本的な考え方	1
1 調査の目的	1
2 対象施設の概要	2
3 対象業務	2
(1) 警備業務	2
(2) 夜間受付業務	2
4 サウンディングの内容	3
(1) サウンディングの対象	3
(2) サウンディングの項目	3
5 サウンディングの手続き	4
(1) 現地見学会・説明会（事前申込制）	4
(2) 質問事項の受付	4
(3) サウンディングの参加申込（事前申込制）	5
(4) サウンディングの日時の連絡	5
(5) サウンディングの実施	5
(6) サウンディング結果の公表	6
6 スケジュール	6
7 留意事項	6
(1) 参加事業者の取扱い	6
(2) 具体的な内容の決定	7
(3) 費用負担	7
(4) 提出資料の取扱い	7
(5) 追加対話への協力	7
8 別紙・参考資料	7
9 申込先・問合先	8

佐久市役所本庁舎夜間警備・夜間受付業務の民間活用に向けた サウンディング型市場調査実施要領

【基本的な考え方】 ～さらなる民間活用の推進に向けて～

佐久市では、3次に渡る「佐久市行政改革大綱」に一貫して民間活力の積極的な活用を位置付け、市と民間との適切な役割分担のもと、様々な分野で民間活力を導入し、市民サービスの向上と業務の効率化に努めてまいりました。

この度、本取組を一段と進めるため、総務省による「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」や他自治体における導入実績等を踏まえ、改めて民間活用が可能な業務を洗い出すとともに、本庁舎夜間警備業務（宿直業務）をはじめとする様々な業務について、「サウンディング型市場調査※1」等の手法により、期間を定めて事前検証を行い、コスト削減やサービスの向上、職員の有効配置等の面での効果を見定めることとしました。

（※1）サウンディング型市場調査とは…

公有財産の活用や民間活力の導入などの取組を決定する前段階で、当該案件の活用の可能性を最大限に高めるため、公募により民間事業者との直接対話を行い、取組内容、公募条件等に関する整理を行うもの。

市にとっては、事業検討に向けた市場性の有無やアイデアを把握でき、民間事業者にとっても、自らのノウハウ等を取組に反映し参入しやすい環境にしていけるなどのメリットがある。

1 調査の目的

佐久市では、市役所本庁舎の夜間警備業務及び夜間受付業務について、現在、正規職員を毎日2名ずつ配置（交代制）して実施していますが、総務省による「地方行政サービス改革に関する取組状況等の調査」によれば、夜間警備業務については、全国では既に90%以上の市区町村において民間委託が実施されており、安定したサービス提供や業務の効率化等の面で効果が見込まれています。

このようなことから、本市においても、夜間警備業務とこれと関連性の強い夜間受付業務について、本市が業務発注した場合の関心度、委託に係る業務内容、効率的・効果的な実施方法、緊急時の連絡体制、費用対効果等、様々な視点から調査を行い、民間活用の妥当性や有効性を見定める必要があると考えます。

そこで、民間事業者との「対話」を通じて、幅広く意見、提案を求めるため、市役所本庁舎の夜間警備業務及び夜間受付業務について、以下のとおりサウンディング型市場調査（以下「サウンディング」という。）を実施します。

2 対象施設の概要

所在地	佐久市中込 3056
建物の概要	(1) 建物名称：本庁舎 構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造 階数：地上 10 階建て 延床面積：9,552 m ² 施設構成：低層棟（市民ホール、各事務室等） 高層棟（会議室等） (2) 建物名称：議会棟 構造等：鉄骨鉄筋コンクリート造 階数：地上 2 階建て 延床面積：1,446 m ² 施設構成：議場、委員会室等
敷地面積	26,207.39 m ²

3 対象業務

現時点で想定される業務内容は、下記のとおりですが、本調査の結果を踏まえ、追加や変更の可能性があります。

詳細は、添付の「佐久市役所本庁舎夜間警備・夜間受付業務仕様書（案）」を御確認ください。

(1) 夜間警備業務

- ア 一般業務
- イ 施錠業務
- ウ 入退庁管理業務
- エ 巡視等業務
- オ 緊急対応
- カ その他

(2) 夜間受付業務

- ア 一般業務
- イ 受付業務
- ウ その他

4 サウンディングの内容

(1) サウンディングの対象

次のいずれかの要件を満たす事業者

- ア 対象業務について、県内の官公庁からの受注実績がある法人で、事業主体となる意向のある事業者
- イ 本市の「令和2年度物品購入等入札（見積）参加願登録者」の「役務・業務4（リース・レンタル・派遣）」のうち、「9 一般人材派遣」又は「11 人的警備」に県内事業者（市内・準市内含む）として登録のある法人で、事業主体となる意向のある事業者

ただし、次のいずれかに該当する者を除きます。

- (ア) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
- (イ) エントリーシート提出時点で、佐久市物品購入等入札参加登録者に係る入札参加等停止措置要綱（平成24年佐久市告示第109号）に基づく指名停止期間中の者
- (ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生・再生手続き中の者
- (エ) 佐久市暴力団排除条例（平成24年佐久市条例第1号）第2条第1項第1号に規定する暴力団に該当する者
- (オ) 市税その他租税を滞納している者

(2) サウンディングの項目（予定）

- ア 業務発注した場合の関心度
- イ 効果的・効率的な実施方法
- ウ 緊急時の体制と担当課との連携に関する考え方
- エ 移行に向けて必要な準備期間等
- オ サービスの維持・向上に向けた提案
- カ 受注に際しての要望事項（ハード面）
- キ 受注に際しての要望事項（ソフト面）
- ク 受託費用の考え方
- ケ 業務の継続性の確保に関する考え方
- コ 懸念される事項
- サ 日直業務の委託化に対する提案（実績のある事業者のみ）
- シ その他（自由提案）

5 サウンディングの手続き

(1) 現地見学会・説明会（事前申込制）

当該業務の概要等について、サウンディングへの参加を希望する事業者向けの現地見学会・説明会を開催します。

参加を希望される事業者は、申込受付期限までに次の申込先へ、参加者の氏名、所属事業所・部署名（又は所属団体名）、電話番号を明記の上、FAX 又は電子メールにて御連絡ください。

なお、件名には【夜間警備等に係るサウンディング現地見学会・説明会参加申込】と記載してください。

ア 申込受付期限

令和2年7月30日（木）午後5時

イ 申込先

「9 申込先・問合せ先」のとおり

ウ 実施期間

令和2年8月4日（火）から8月6日（木）までの期間に実施するものとし、現地説明会・見学会への参加申込みのあった事業者の担当者宛に具体的な日時を電子メールにて連絡します。

エ 所要時間

1事業者当たり60分を目安に実施します。

オ 集合場所

全日程とも佐久市役所本庁舎1階宿日直室（佐久市中込3056番地）

カ その他

- ・現地見学会・説明会に参加しなくても、サウンディングに参加することは可能です。
- ・参加事業者同士が顔を合わせることが無いよう、現地見学会・説明会は事業者毎に個別に実施します。
- ・申込多数により、上記期間中に日程を設定することが困難となった場合は、上記実施期間以外に日程を設けるか、市が別に定める基準により参加者を選定させていただくことがあります。

(2) 質問事項の受付

ア 質問方法

サウンディングへの参加に当たり、当該業務の概要について、不明な点等の質問を受け付けます。

別紙2「質問票」に記入の上、FAX又は電子メールにより提出してください。

なお、質問票の提出後には、必ず「9 申込先・問合せ先」に電話にて、質問票を提出した旨の連絡を行ってください。

イ 受付期限

令和2年8月12日（水）午後5時

（土曜日、日曜日、休日を除く。受付期限後の質問は、受け付けできませんので、御注意ください。）

ウ 回答方法

令和2年8月19日（水）までに、質問者へFAX又は電子メールにより直接回答するとともに、佐久市ホームページ上で閲覧に供します。

（3）サウンディングの参加申込み（事前申込制）

サウンディングの参加を希望する場合は、別紙1「エントリーシート」に必要事項を記入し、件名を【夜間警備業務等に係るサウンディング申込み】として、「9 申込先・問合せ先」へFAX又は電子メールにて提出してください。

ア 申込受付期限

令和2年8月20日（木）午後5時

イ 申込先

「9 申込先・問合せ先」のとおり

（4）サウンディングの日時の連絡

サウンディングへの参加申込みのあった事業者の担当者宛に具体的な日時を電子メールにて連絡します。

（5）サウンディングの実施

ア 実施期間

令和2年9月16日（水）から9月18日（金）までの期間

イ 所要時間

1事業者当たり60分を目安に実施します。

ウ 場所

全日程とも佐久市役所南棟3階 会議室

エ その他

- ・サウンディングの実施に当たっては、別紙3「サウンディング調書・提案書」に基づき、対話をさせていただきますので、サウンディング当日、別紙3「サウンディング調書・提案書」を1部御提出ください。

なお、回答できない項目等がある場合は、記載を省略いただいても構いません。

- 説明の補足に必要な資料等を御用意される場合は、サウンディング当日に10部御持参ください。
- 参加事業者同士が顔を合わせることが無いよう、サウンディングは事業者毎に個別に実施します。
- 申込多数により、上記期間中に日程を設定することが困難となった場合は、上記実施期間以外に日程を設けるか、市が別に定める基準により参加者を選定させていただくことがあります。

(6) サウンディング結果の公表

サウンディングの実施結果については、市ホームページ等により概要の公表を予定しています。

ただし、公表に当たっては、参加事業者の名称は公表しません。

なお、参加事業者のアイデアやノウハウに配慮し、サウンディング結果の概要の公表に当たっては、事前に参加事業者へ内容の確認を行います。

6 スケジュール

項目	日程
実施要領の公表	令和2年7月20日(月)
現地見学会・説明会の参加申込期限	令和2年7月30日(木)
現地見学会・説明会の開催期間	令和2年8月4日(火)から 令和2年8月6日(木)まで
質問事項の受付期限	令和2年8月12日(水)
サウンディングの参加申込期限	令和2年8月20日(木)
サウンディングの実施期間	令和2年9月16日(水)から 令和2年9月18日(金)まで
結果概要の公表	令和2年10月以降

7 留意事項

(1) 参加事業者の取扱い

ア 本サウンディングへの参加実績は、業者選定における評価の対象とはなりません。

イ 対話内容は、今後導入に向けて検討する際の参考とさせていただきます。

また、双方の発言等は対話時点での想定とし、発注方法及び仕様等を約束するものではありません。

(2) 具体的な内容の決定

サウンディングにおける意見、提案等については、当該業務に関して民間活用の妥当性や有効性を判断するための検討材料として扱い、その後、他の要素も加えて市内部において効果検証を行い、方向性を決定します。

なお、検証結果によっては、民間活用を実施しない場合や事業の実施方法そのものを見直す場合があります。

(3) 費用負担

サウンディングへの参加に関する書類作成、提出等に係る全ての費用は、参加者の負担とします。

(4) 提出資料の取扱い

提出された資料の著作権は、それぞれの事業者に帰属しますが、エントリーシート、サウンディング調書・提案書、その他の提出資料につきましては、返却しません。

なお、提出された資料につきましては、本事業の目的以外に使用しません。

(5) 追加対話への協力

本サウンディング終了後も、参加事業者に対し、必要に応じて追加の対話（文書照会を含む。）やアンケート等を実施させていただく場合がありますので、御協力をお願いします。

8 別紙・参考資料

- (1) 別紙1「エントリーシート」
- (2) 別紙2「質問票」
- (3) 別紙3「サウンディング調書・提案書」
- (4) 佐久市役所本庁舎夜間警備・夜間受付業務仕様書（案）
- (5) 佐久市役所本庁舎 配置図
- (6) 佐久市役所本庁舎 平面図

9 申込先・問合せ先

▽夜間警備・夜間受付業務に関すること

- (1) 担当課 長野県佐久市総務部財政課
- (2) 担当 管財係 平林、小林
- (3) 住所 〒385-8501 長野県佐久市中込 3056
- (4) 電話 0267-62-3038 (直通)
- (5) F A X 0267-63-1680
- (6) E-mail kanzai@city.saku.nagano.jp

▽サウンディング型市場調査に関すること

- (1) 担当課 長野県佐久市企画部企画課
- (2) 担当 行政改革係 藤巻、油井
- (3) 住所 〒385-8501 長野県佐久市中込 3056
- (4) 電話 0267-62-3067 (直通)
- (5) F A X 0267-63-3313
- (6) E-mail kikaku@city.saku.nagano.jp